

(参考)

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、本人交付用の源泉徴収票等には、個人番号の記載が不要になりました。改正の内容につきましては、国税庁ホームページに掲載されておりますリーフレット「本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載不要について (PDF/207KB)」(http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_gensen.pdf)をご参照くださるよう宜しくお願い申し上げます。